

入 札 説 明 書

「 故岸本周平前和歌山県知事の県民葬に係る業務委託 」

故岸本周平前和歌山県知事の県民葬に係る業務委託については、別途の入札公告のとおり、「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」により故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会が調達する。

当該「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「自治法令」という。）、和歌山県財務規則（昭和 6 3 年和歌山県規則第 2 8 号）、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成 2 0 年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

- 1 入札公告年月日
令和 7 年 4 月 3 0 日（水）
- 2 条件付き一般競争入札に付する事項
 - （1）事業年度
令和 7 年度
 - （2）調達業務の名称
故岸本周平前和歌山県知事の県民葬に係る業務委託
 - （3）調達業務の内容
仕様書のとおり
 - （4）契約期間
契約締結日から令和 7 年 7 月 3 1 日（木）まで
- 3 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - （1）自治法令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - （2）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要

綱（令和５年和歌山県告示第１０００号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『１０ 企画・広告・手配』の小分類『２ 大会・イベント企画・研修企画運営』」であること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和７年４月１日以降実施分）（平成２３年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

ア 登録要件

上述のとおり

＜基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第１項の説明参照のこと。＞

イ 人材要件

同種の大会・イベントについての１年以上の企画運営の実務経験を有する者１名以上

＜基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第２項の説明参照のこと。＞

ウ 実績要件

直近５年において、同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。

＜基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第３項の説明参照のこと。＞

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、要綱及び基準のとおり

- （３）和歌山県内に本店を有する者であること。
- （４）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和７年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- （５）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- （６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （７）故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会事務局が実施する入札説明会に参加すること。

４ 契約条項を示す場所及び期間

（１）場所

故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会事務局（和歌山県知事室秘書課）
和歌山市小松原通一丁目１番地 和歌山県庁本館３階

(2) 期間

令和 7 年 4 月 3 0 日（水）から令和 7 年 5 月 1 3 日（火）までの和歌山県の休日
を定める条例（平成元年和歌山県条例第 3 9 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以
下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

4 の（1）のとおり

(2) 期間

4 の（2）のとおり

(3) 入札説明会の実施

ア 場所

和歌山県庁東別館 6 階 会議室（6－A）

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

イ 日時

令和 7 年 5 月 1 日（木）午前 1 1 時 0 0 分から

なお、入札に参加する者は、必ず入札説明会に出席すること。

(4) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和
7 年 5 月 7 日（水）までの間において、故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会
事務局に対して、所定の様式により電子メールで行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書（様式 1：要領別記第 1 号様
式）とする。

イ 質問に対しては、原則として令和 7 年 5 月 1 3 日（火）までに電子メールで回答
し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法により公表するもの
とする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、故岸本周平前和歌山県知事県民
葬実行委員会事務局の担当者による回答のみとすることができる。

6 入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、要領
第 7 条から第 9 条までの規定に基づき、入札の事後において、所定の入札参加資格確認
申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、別添「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項
（事後審査）」のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会事務局（和歌山県知事室秘書課）

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県庁本館 3 階

イ 期間

令和7年5月14日（水）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

（2）入札参加資格確認申請書類等についての質問

5の（4）のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

7 入札の場所及び日時

（1）入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県庁南別館2階 防災対策室（201）
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

イ 日時

令和7年5月14日（水）午前10時00分から

（2）開札の場所及び日時

ア 場所

（1）のアに同じ

イ 日時

（1）のイに同じ

8 入札の方法に関する事項

- （1）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

- （2）入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、入札書（様式2）とする。

イ 入札書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。

ウ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正する

ことができない。

オ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 入札事務（開札事務を含む。）は、故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会事務局の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。

イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（様式3）を提出しなければならない。

エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。

オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。

カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

当該入札調書執行調書には、6による入札後の入札参加資格の審査結果についても追記するものとする。

キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。

ク その他入札の執行については、要領及びこの入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及びこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で3に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの入札説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会事務局の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会事務局の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 落札候補者は、6の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合におい

て、故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。

ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。

イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保

(イ) 保証事業会社の保証

ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(ア) 契約の相手方(落札者)が保険会社との間に故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

： 契約の相手方(落札者)は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

(イ) 契約の相手方(落札者)が過去2箇年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

： 契約の相手方(落札者)は、契約保証金納付免除申請書(様式4)により、それを証する書類(種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等)を提出すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会事務局

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 ０７３－４４１－２０７１

ファクシミリ番号 ０７３－４２２－４０３２

電子メールアドレス e0001002@pref.wakayama.lg.jp

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）

「 故岸本周平前和歌山県知事の県民葬に係る業務委託 」

故岸本周平前和歌山県知事の県民葬に係る業務委託の「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該条件付き一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか入札の事後に審査を受け、所要の適格認定を得て落札候補者から落札者とならなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第7条から第9条までの規定及び入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会事務局へ提出しなければならない。

記

1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

（1）受付場所

故岸本周平前和歌山県知事県民葬実行委員会事務局（和歌山県知事室秘書課）

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2071

ファクシミリ番号 073-422-4032

電子メールアドレス e0001002@pref.wakayama.lg.jp

（2）受付期間

令和7年5月14日（水）の入札の日以後、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

（1）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）（様式5：要領の別記第2号様式）

イ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し

ウ 和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和7年4月1日以降実施分）（平成23年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であることを証する書類

（ア）人材要件に関するもの

「同種の大会・イベントについての1年以上の企画運営の実務経験を有する者1名以上」に関するもの＜当該実務経験を有するものがその業務を適切に実施できる知識及び能力を有する者を、常勤として1人以上雇用していること。＞：①及び②の書類

① 当該実務経験者に係る業務経験証明証の写し（参考様式1）

② 当該実務経験者に係る常勤が確認できる書類の写し {3の(2)参照}

（イ）実績要件に関するもの

「直近5年において同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。」に関するもの<当該入札公告日「令和7年4月30日」から過去5年間に国又は地方公共団体（以下「国等」という。）又は独立行政法人、公社・公団、民間企業等（以下「民間等」という。）と契約した同種同規模の業務を適正に履行(完了)したこと。>：①又は②の書類

＊「同種同規模の契約実績」とは、「業務種目：大分類『10 企画・広告・手配』の小分類『2 大会・イベント企画・研修企画運営』の『業務レベル：A 大会・イベント企画』」において相当(当該発注業務と同類の業務内容)する業務で、その契約金額がこの入札公告で発注する業務の契約金額に相当(当該発注業務の予定価格の概ね50%以上の契約金額)するものの契約実績である。

① 当該同種同規模の業務に係る国等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等

② 当該同種同規模の業務に係る民間等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書・履行(完了)証明書等の写し等（参考様式2）

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成(調製)における留意事項

(1) 全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

(イ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(ウ) 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(エ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請(提出を含む。)に関する費用は、申請者の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

(2) 個別事項

ア 人材要件に関する添付書類の「常勤が確認できる書類の写し」は、原則として、当該常勤者についての次に掲げる書面のいずれかの写しとする。

a 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

b 健康保険被保険証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届

c 社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書（事業主通知用）

d 雇用保険に加入できない者その他 a～c の書面が整えられない者については、当該

申請書類提出日の月の前3か月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

4 審査結果の通知

申請者（落札候補者）には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により通知するものとする。

なお、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の契約において必要となるので、申請者（落札候補者から落札者となった者）において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

（１）「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の（１）に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

（２）（１）に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の5の（４）により行うものとする。